



上島町

# 議会だより

令和2年8月臨時号

上島町住民の皆様へ

上島町議会は、「塵芥収集運搬処理業務委託」について、4回にわたり、その発注形態の公正性、公平性、経済性の観点から、検討・協議した結果を以下の提言としてまとめました。これまでの経緯を住民の皆様にご覧いただきたく報告いたします。

このあと、行政からの回答を待って、本年度の検証、そして来年度の業務委託の適正な在り方について協議してまいります。

上島町議会

## 塵芥収集運搬処理業務委託に係る提言

### 【はじめに】

令和2年4月、平成20年より続いてきた上島町塵芥収集運搬処理業務委託につき、これまで随意契約による業務委託の発注形態を、公正性、公平性、経済性の観点から改めるとし、公募事業者による見積もり合わせで業者選定をしたところ、弓削、生名、岩城地区において、それぞれ当初設計額に対する落札率が、弓削地区 58.92%、生名地区 54.99%、岩城地区 98.26%という結果がでた。

	(予定価格)	(契約額)	(差額) ▲=減
弓削地区	4,667万3千円 ➡	2,750万円	▲1,917万3千円
生名地区	1,480万6千円 ➡	814万3千円	▲666万3千円
岩城地区	1,768万8千円 ➡	1,738万円	▲30万8千円

平成20年から平成31年までの塵芥収集運搬処理業務設計額と最終委託額との平均落札率は、弓削地区96.2%、生名地区92.57%、岩城地区93.84%で推移してきたものが、令和2年度の弓削地区および生名地区の落札率は、58.92%、54.99%、と低い結果となった。これを低入札価格調査制度を援用せずそのまま業務委託に出したことは、「廃棄物処理法施行令第4条の5の規定（受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。）」に抵触しないのかという疑問もあり、議会にあっては、その是非も含め、これまでの随意契約業務委託の在り方を再検証する必要性が生じた。ここに以下議会内にての検証・検討した結果を提示する。

#### 【検証結果】

過去に遡り資料を検証したところ、上島町の「塵芥収集運搬処理業務」（ごみ収集）の委託については、上島クリーンセンター（弓削地区）建設時の平成20年2月13日に、公募による受託者の選考を実施している。選考方法として「資格及び見積額等を総合的に判断して選考する」（業者公募公告）とし、見積り入札を行い、2月15日に業者選考結果を受託候補者に通達した。しかるに選考工程に法的問題が生じる可能性があるとして、3月19日付で先の決定を取り消し、改めて3月25日の選考委員会で受託業者の再選考をした。その過程で、塵芥処理運搬業務委託公募要領にもとづく参加資格を有していながら、見積もり額の低い事業者が必ずしも上位にランク付けされず、総合評価方式という選考形態における選考基準が不透明かつ、発注側の公正さが疑われる事態が起きていた。

その後、各々自動契約更新を交わしてきたが、さらに平成25年度から5年間、各地区1社との随意契約（以下随契）による長期契約を交わした。その理由についても、当時の関係文書には明確な理由の記載が無く、透明性が担保されているとは言い難い状況であった。

平成28年、首長が替わり、先の長期契約満了後の令和2年度の委託につき、今

までの1社随契をやめ、競争見積もり合わせを実施したところ、前述のように弓削地区並びに生名地区においては、それぞれの委託候補業者から、従来の約半額の見積提出があり、最低額提出者が業務を請け負った。

この結果から、岩城地区を除き、今年度の受託事業者が、従前の約半分の額で業務遂行できるのかにつき、なおその結果を待つしかないが、このことにより、令和元年度までの上島町の当該事案に関する契約方法の問題、また、過去十数年にわたり、議会においてのチェックの在り方が、改めて問われる事態となった。

この高額随契問題は、この度の一般廃棄物収集運搬業務のみならず、関連施設の管理運用、下水道関連事業についても同様に検証の要があると考えられるところである。ひとつの例として上島クリーンセンター修理工事の業務委託方法、費用等につき関係書類の提示を求めているが未だに提示がなく議会としては検証できない状況にある。

それらにつき、長年にわたり行政内部からの改善もされにくかった要因には、殊に弓削地区における受託事業者が、当時の町長の家業であったことにも因があるのではないかと推察されるところである。

平成20年度の指名業者等内申書には、随意契約を必要とする理由として「本町としては、一般廃棄物の収集等の業務の公共性にかんがみ、経済性の確保の要請よりも、業務の遂行の適正を重視し・・・中略・・・最も適正に業務を遂行できる業者を選定できる随意契約を行う。」とあり、これがその後当該事業に随意契約選択の理由として引き継がれてきた。しかしながら、本町にあっては、あらゆる公共性のある事業に関し、経済性を二の次に置くスタンスは取れない財政的事情があることは改めて述べるまでもない。したがって、経済性と業務遂行の適正を両立させるべく、従来の契約金額及び契約方法が、真に適正な方法であったのかを検証したうえで、更には今後の議会においてのチェック体制を整える必要があると勘案し、議員協議会での協議を重ね、第一弾としてこのたび「塵芥収集運搬処理業務」（ごみ収集）の委託方法についての議会としての意見を取りまとめたので、理事者には次のとおり提言するものである。

なお理事者からの回答は1か月程度を目途にさせていただくようお願いする。

#### 【提言内容】

##### ●契約形態の是正について

以下の理由により上島町塵芥収集運搬処理業務は随意契約による業務委託は

やめるべきである。

1. 塵芥収集運搬処理業務は、その予定価格の金額からみても地方自治法第 234 条第 2 項に規定する随意契約事案に該当しないと考える。

また町が平成 20 年以降、随意契約の根拠としている、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号は、したがって随意契約ありきの後付けの理由であり、客観的にも法的にも妥当性に欠けると考える。

2. 法定金額を超える随意契約事業につき自動更新を常態化させることは、法 234 条の本旨にもとる行為であり、それは特定の事業者への利益供与となりかねず、公平・公正かつ事業者への機会均等の観点からも適切ではないと考える。

●適正価格の設定について

以下の理由により当該事業に関する適正価格を定められたい。

1. 設計単価の見直しを図ること。

当初の委託金額は旧町時代の担当課で積算設計しており、合併後もそのまま踏襲されてきた。社会通念上からみても、改めて精査が必要である。

- ・ 労務単価の見直し
- ・ 労務内容並びに従事者人数の見直し
- ・ 福利厚生費支給の妥当性（民間事業者に対して従事者の福利厚生費まで支給なら直営と変わらない）

2. 収集車（パッカー車）は町有とし、業者からの車両借り上げは行わない。

●契約方法の見直しと関係規定の整備をすること。

1. 自治法 234 条の規定、および同施行令第 167 条 2 の 1 号にもとづく限度額を超える契約は入札方式とすること。
2. 資格審査基準の明確化を図ること。
3. 業者選定基準を公表し、透明性を確保すること。
4. 見積徴収についても複数社で実施することを標準とする。
5. 高額契約については議会の承認を受ける体制をとること。
6. 高額事業の長期自動契約更新は基本的にしないこと。
7. 最低価格を設定すること。（上島町低入札価格調査制度実施要領関連）

●上島クリーンセンターの管理委託（保守点検）および施設（焼却炉等）の修理については、決算時に工事明細（見積もり、実績等）の報告を求める。